

# 山 林・森 林 の 立 木 の 評 価 明 細 書

被相統人名  
氏

(注) 相続又は遺贈(包括遺贈及び被相続人から相続人に対する遺贈に限る。)により取得した立木については「⑭算出額」欄の85%相当額を課税価格とします。

資4-35-A4統一)

(裏)  
記載方法

1 この評価明細書は、土地登記簿の地目が山林、原野であるもの及び現況が山林であるもの（立木のあるもの）について、原則として、一団地の立木の所在地、樹種及び樹齢を同じくするものごとに記載します。この場合、地目が山林、原野で立木のない場合は、「所在地」、「用途区分及び現況」及び①から④までの林地の評価に関する事項欄にのみ記載し、⑤から⑭までの立木に関する事項欄には「立木なし。」と記載します。

また、地目は山林、原野であるが、現況が山林、原野以外のものである場合は、「所在地」及び「用途区分及び現況」欄のみ記載します。

2 「用途区分及び現況」欄は、自用、貸付、自用（保安林）、分収林（自用、費用負担）等と記載し、現況が山林、原野以外のものについては、その現況を記載します。

3 「①林地の面積」欄は、上欄に台帳面積（土地登記簿面積）を記載し、下欄に実面積を記載します。

4 「②林地の固定資産税評価額」欄は、上欄に市町村が定めている固定資産税評価額を記載し、下欄①に実面積（①の下欄の面積）による固定資産税評価額の修正額を記載します。

5 「③評価倍率」欄は、財産評価基準に定める倍率を記載します。

6 「④林地の評価額」欄は、次に掲げる山林については、別途計算した価額を記載します。

(1) 市街地山林

(2) 貸付けられている山林

(3) 保安林

(4) 分収造林契約に基づいて貸付けられている山林

7 「⑦森林の面積」欄は、ヘクタール単位とし、ヘクタール未満2位まで（3位以下は切捨て）記載します。

8 「⑧1ヘクタール当たりの標準価額」欄は、財産評価基準に定める標準価額を記載します。

9 「⑨小出し距離及び小運搬距離」欄は、それぞれの距離をm及びkm単位で記載します。

（注） 小出し距離とは、立木を伐倒し、ケーブルを架設して搬出することを想定した場合におけるケーブルの起点から終点（集材場所）までの距離をいい、小運搬距離とは、集材場所から最寄りの原木市場又は製材工場等までの距離をいいます。

10 「⑭算出額」欄を記載するため、保安林及び分収造林契約に係るものについては次により計算した金額によります。

(1) 保安林

保安林については「**保**」と表示し、法令に基づき定められた伐採関係の区分による控除割合を上部に記載の上、「⑭の算出額×（1-控除割合）」の算式により計算した金額。

(2) 分収造林契約に係るもの

分収造林契約に係るものについては「**分**」と表示し、「⑭の算出額×分収割合」の算式により計算した金額。